

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第2条、第5条関係） 【別記1 参照】	別表（第2条、第5条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
(略)	(略)	旅費条例による副市長相当額
農業委員会会長	月額 23,600	
農業委員会会長代理	月額 21,600	
農業委員会委員	月額 20,600	
農地利用最適化推進委員	月額 20,600	
(略)	(略)	

改正後（案）

区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
(略)	(略)	旅費条例による副市長相当額
農業委員会会長	月額23,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会会長職務代理者	月額21,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会委員	月額20,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額20,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
(略)	(略)	

豊明市立公民館条例（昭和52年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第2条 市民に対して、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を開催するため公民館を設置する。その名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 冷暖房利用の場合は、ホールのみ1時間1,640円を加算徴収する。</u></p> <p><u>2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍（ホール冷暖房費含む。）とする。</u></p>	<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第2条 市民に対して、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を開催するため、公民館を次のとおり設置する。</u></p> <p><u>（1） 名称 豊明市立南部公民館</u></p> <p><u>（2） 位置 豊明市前後町善江1737番地</u></p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p><u>備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。</u></p>

【別記1】

現行

名称	位置
豊明市立中央公民館	豊明市新田町子持松1番地1
豊明市立南部公民館	豊明市前後町善江1737番地

【別記2】

現行

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00	21時を超える1時間
			0	0		
中央公民館	会議室	940	1,240	1,090	3,270	310
	視聴覚室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	実習室	1,700	2,280	1,990	5,970	560
	作法室	1,150	1,530	1,350	4,030	380
	ホール	4,540	6,070	5,300	15,910	1,510
南部公民館	会議室A	1,290	1,720	1,500	4,510	420

	会議室B	1, 150	1, 530	1, 350	4, 030	380
	作法室	1, 290	1, 720	1, 500	4, 510	420
	視聴覚室	1, 880	2, 500	2, 190	6, 570	620
	大会議室	2, 590	3, 450	3, 020	9, 060	860

改正後（案）

名称	室名	午前	午後	夜間	全日	延長
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00	21時を超える1時間
南部公民館	会議室A	1, 290	1, 720	1, 500	4, 510	420
	会議室B	1, 150	1, 530	1, 350	4, 030	380
	作法室	1, 290	1, 720	1, 500	4, 510	420
	視聴覚室	1, 880	2, 500	2, 190	6, 570	620
	大会議室	2, 590	3, 450	3, 020	9, 060	860

豊明市立保育所設置条例（昭和 4 9 年豊明市条例第 1 1 号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
沓掛保育園	豊明市沓掛町森元 4 番地	青い鳥保育園	豊明市三崎町高鴨 1 番地 1
青い鳥保育園	豊明市三崎町高鴨 1 番地 1	二村台保育園	豊明市二村台 3 丁目 1 番地 1
二村台保育園	豊明市二村台 3 丁目 1 番地 1	館保育園	豊明市栄町西大根 3 0 番地 2 7 3
館保育園	豊明市栄町西大根 3 0 番地 2 7 3	中部保育園	豊明市新田町門先 1 0 番地 1 0
中部保育園	豊明市新田町門先 1 0 番地 1 0	内山保育園	豊明市栄町内山 6 7 番地 5
内山保育園	豊明市栄町内山 6 7 番地 5	栄保育園	豊明市新栄町二丁目 3 3 3 番地
栄保育園	豊明市新栄町二丁目 3 3 3 番地	南部保育園	豊明市栄町坂畑 1 0 0 番地
南部保育園	豊明市栄町坂畑 1 0 0 番地	西部保育園	豊明市間米町鶴根 1 2 1 2 番地 6 6
西部保育園	豊明市間米町鶴根 1 2 1 2 番地 6 6		

豊明市児童館条例（昭和52年豊明市条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第2条関係） 【別記1 参照】	別表（第2条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

現行

名称	位置
中央児童館	豊明市西川町笹原26番地1
二村児童館	豊明市西川町横井4番地13
南部児童館	豊明市栄町山ノ田112番地
北部児童館	豊明市沓掛町泉153番地4
西部児童館	豊明市栄町南館316番地2
ひまわり児童館	豊明市栄町上姥子3番地213
コスモス児童館	豊明市新田町南山82番地
大宮児童館	豊明市前後町宮前1487番地9

改正後（案）

名称	位置
中央児童館	豊明市西川町笹原26番地1
南部児童館	豊明市栄町山ノ田112番地
北部児童館	豊明市沓掛町泉153番地4
西部児童館	豊明市栄町南館316番地2

ひまわり児童館	豊明市栄町上姥子3番地213
コスモス児童館	豊明市新田町南山82番地
大宮児童館	豊明市前後町宮前1487番地9

豊明市国民健康保険条例（昭和47年豊明市条例第64号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="282 381 495 411">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="241 435 1095 651">第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p data-bbox="241 675 360 705">2 （略）</p>	<p data-bbox="1176 381 1388 411">（出産育児一時金）</p> <p data-bbox="1137 435 1991 651">第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p data-bbox="1137 675 1256 705">2 （略）</p>

豊明市墓園条例（昭和59年豊明市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用者の資格）</p> <p>第4条 墓所を使用することができる者は、<u>本市に引き続き6月以上住所を有する世帯主で、現に居住する者とする。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（永代使用料）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 永代使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。<u>ただし、第4条のただし書に規定する者が、使用の許可を受けた場合における永代使用料の額は、前段で定める額の1.5倍に相当する額とする。</u></p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（使用者の資格）</p> <p>第4条 墓所を使用することができる者は、<u>墓所を自己又は自己の親族の墳墓の用に供しようとする者</u> _____ とする。 _____</p> <p>（永代使用料）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 永代使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

墓所区画面積	永代使用料
2 平方メートル	3 4 5, 0 0 0 円
3 平方メートル	4 9 7, 0 0 0 円
4 平方メートル	6 6 1, 0 0 0 円

改正後（案）

区分	墓所区画面積	永代使用料
本市に住所を有する者	2 平方メートル	3 4 5, 0 0 0 円
	3 平方メートル	4 9 7, 0 0 0 円
	4 平方メートル	6 6 1, 0 0 0 円
上記以外の者	2 平方メートル	4 1 4, 0 0 0 円
	3 平方メートル	5 9 6, 0 0 0 円
	4 平方メートル	7 9 3, 0 0 0 円

備考

本市に住所を有する者とは、使用の許可を受けようとする日において、本市に6月以上住所を有する者とする。

豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成 2 1 年豊明市条例第 1 8 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第 8 条 市長は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2）</u> （略）</p> <p><u>（3）</u> （略）</p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 改良土 土砂又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を加工したものをいう。</u></p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p><u>（10）</u> （略）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第 8 条 市長は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 埋立て等に改良土を使用するとき。</u></p> <p><u>（3）</u> （略）</p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p><u>（6）</u> （略）</p>

2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が、別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第24条の規定に基づく勧告又は第25条の規定に基づく命令を受けているとき、若しくは必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。

3 (略)

(許可の取消し)

第10条 市長は、事業者が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(着手の届出)

第13条 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者及び第19条の地位を承継した者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 (略)

(廃止又は休止の届出)

2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 第26条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

(2) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 (略)

(名義貸しの禁止)

第10条 第7条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に当該許可に係る事業を行わせてはならない。

(着手の届出)

第13条 第7条第1項、第9条第1項又は第19条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者等」という。）は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第16条 許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 (略)

(廃止又は休止の届出)

第17条 許可を受けた者__は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 (略)

(再開の届出)

第18条 許可を受けた者__は、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

第17条 許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 (略)

(再開の届出)

第18条 許可を受けた者等は、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

(譲受け)

第19条 第7条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 前2号で掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の許可を受けようとする者は、第26条第1項又は第3項の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第1項の許可の基準については、第8条第2項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第7

なければならない。

2 許可を受けた者__は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から1月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）に、当該許可に係る事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の水質検査を規則で定めるところにより行い、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、許可を受けた者__に対し、土地の埋立て等が完了し、又は廃止した後に、事業区域付近で地下水の異常が発生した場合、地下水の水質検査を規則で定めるところにより行わせ、その結果を提出するように求めることができる。

（報告の徴収）

第22条（略）

（立入検査）

第23条（略）

（改善勧告）

第24条 市長は、許可を受けた者__が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができる。

（1） 第8条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき。

なければならない。

2 許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から1月ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間）に、当該許可に係る事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の水質検査を規則で定めるところにより行い、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、許可を受けた者等に対し、土地の埋立て等が完了し、又は廃止した後に、事業区域付近で地下水の異常が発生した場合、地下水の水質検査を規則で定めるところにより行わせ、その結果を提出するように求めることができる。

（報告の徴収）

第23条（略）

（立入検査）

第24条（略）

（改善勧告）

第25条 市長は、許可を受けた者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができる。

（1） 第8条第1項に規定する許可の基準又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき。

(2)～(9) (略)

(10) 第19条第2項の規定による届出をしないとき。

(11) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(12) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(13) 第23条の規定による検査を拒み、妨げ、忌避し、又は同条の規定による質問に答えず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第25条 市長は、前条第1号又は第5号の規定に基づく勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

2 市長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を施工している事業者又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

3 市長は、土砂等の崩壊等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者__に対し、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な

(2)～(9) (略)

(10) 第20条第2項の規定による届出をしないとき。

(11) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(12) 第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(13) 前条の規定による検査を拒み、妨げ、忌避し、又は同条の規定による質問に答えず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(措置命令)

第26条 市長は、前条第1号又は第5号の規定に基づく勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を施工している事業者又は次条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の崩壊等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者等__に対し、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な

措置をとるべきことを命じることができる。

(土地所有者への勧告)

第26条 市長は、事業者が、前条第1項 及び第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第27条 市長は、土地所有者が、前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(代執行)

第28条 市長は、第25条第1項又は第2項の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、代執行をすることができる。

(公表)

第29条 市長は、事業者が、第25条第1項又は第2項の規定による

措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第27条 市長は、許可を受けた者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第7条第1項、第9条第1項又は第19条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第9条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

(3) 前条第1項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

(土地所有者への勧告)

第28条 市長は、事業者が、第26条第1項及び第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(土地所有者への命令)

第29条 市長は、土地所有者が、前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(代執行)

第30条 市長は、第26条第1項又は第2項の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、代執行をすることができる。

(公表)

第31条 市長は、事業者が、第26条第1項又は第2項の規定による

命令に違反したときは、氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及びその事実を公表するものとする。

（委任）

第30条 （略）

（罰則）

第31条 第25条の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条第11号の規定に基づく勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。

3 第24条第3号、第12号又は第13号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。

第32条 （略）

第33条 第24条第2号、第4号又は第6号から第10号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

命令に違反したときは、氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及びその事実を公表するものとする。

（委任）

第32条 （略）

（罰則）

第33条 第26条の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第25条第11号の規定に基づく勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。

3 第25条第3号、第12号又は第13号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。

第34条 （略）

第35条 第25条第2号、第4号又は第6号から第10号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。

豊明市企業立地促進条例（平成16年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、特定地域内に工場又は流通業務施設を立地することに関し必要な措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることにより、企業立地の促進及び雇用の拡大を図り、もって産業の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>特定地域</u> <u>工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地で、</u> <u>豊明市新左山工業団地</u>をいう。</p> <p>（2） <u>工場</u> <u>物品の製造、加工又は修理の用に供される施設及びこれに附帯する施設をいう。</u></p> <p>_____</p> <p>（3） <u>流通業務施設</u> <u>道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する施設をいう。</u></p> <p>（4） <u>立地</u> <u>特定地域内において工場又は流通業務施設を新設することをいう。</u></p> <p>（5） <u>企業</u> <u>営利を目的として工場又は流通業務施設において継続</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、特定地域内に工場等_____を立地することに関し必要な措置（以下「奨励措置」という。）を講ずることにより、企業立地の促進及び雇用の拡大を図り、もって産業の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>特定地域</u> <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく柿ノ木工業団地地区計画が定められた地域をいう。</u></p> <p>（2） <u>工場等</u> <u>製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E - 製造業に属するものに限る。）を営む工場、当該工場に関連する研究開発施設又は産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設及びこれに附帯する施設をいう。</u></p> <p>（3） <u>立地</u> <u>特定地域内において工場等_____を新設することをいう。</u></p> <p>（4） <u>企業</u> <u>営利を目的として工場等_____において継続</u></p>

的に事業を営む法人又は個人をいう。

(6) (略)

(7) (略)

(奨励措置)

第3条 市長は、特定地域内に工場又は流通業務施設を立地する企業に対して、予算の範囲内で立地奨励金を交付することができる。

別表（第4条、第6条関係）

【別記1 参照】

的に事業を営む法人又は個人をいう。

(5) (略)

(6) (略)

(奨励措置)

第3条 市長は、特定地域内に工場等_____を立地する企業に対して、予算の範囲内で立地奨励金を交付することができる。

別表（第4条、第6条関係）

【別記1 参照】

【別記1】

現行

立地区分	要件	立地奨励金の額
工場又は流通業務施設の新設	平成17年度までに特定地域内の土地を取得し、又は特定地域の土地を取得した者から特定地域の土地を賃借し、2年以内に工場又は流通業務施設を設置して操業する企業	指定期間の3年間における各年度の固定資産税の納付額に相当する額

改正後（案）

立地区分	要件	立地奨励金の額
工場等_____の新設	愛知県企業庁から_____特定地域内の土地を取得し、_____工場等_____を設置して操業する企業	指定期間の3年間における各年度の固定資産税の納付額に相当する額